

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第15号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童発達支援計画の見直し)

第2条 条例第28条第8項の規定による児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）の見直しは、少なくとも6月に1回以上行わなければならない。

(健康診断)

第3条 条例第34条第1項の規定による健康診断は、通所を開始する時に行うとともに、少なくとも毎年定期的に2回及び臨時に行わなければならない。

2 条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援（条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業を行う者に限る。以下同じ。）は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における通所を開始する前の健康診断	通所する障害児に対する通所を開始する時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期又は臨時の健康診断

(事業の運営についての重要事項)

第4条 条例第38条に規定する規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 条例第17条に規定する通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第5条 条例第55条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 条例第36条の規定による市町村への通知に係る記録

- (4) 条例第45条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録
 - (5) 条例第51条第2項の苦情の内容等の記録
 - (6) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第52条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第6条 第2条、第4条及び第5条の規定は、条例第55条の2に規定する基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第7条 条例第55条の6第2号の規則で定める要件は、同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていることとする。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第8条 条例第55条の7第2号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第55条の7の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を同条に規定する指定通所介護の利用者の数と同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 条例第55条の7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(設備の基準)

第9条 条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 浴室及び便所に手すり等の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(事業の運営についての重要事項)

第10条 条例第64条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所が通常時に条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(準用)

第11条 第2条、第3条及び第5条の規定は、条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第65条において準用する条例第28条第8項」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「医療型児童発達支援計画（条例第65条において準用する条例第28条第1項に規定する医療型児童発達支援計画）」と、第5条第3号中「第36条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

第12条 第2条、第5条及び第10条の規定は、条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場

合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第72条において準用する条例第28条第8項」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「放課後等デイサービス計画（条例第72条において準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画）」と、第10条第6号中「実施地域（条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援事業所が通常時に条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第13条 第2条、第5条、第7条、第8条及び第10条の規定は、条例第72条の2に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

（事業の運営についての重要事項）

第14条 条例第79条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 営業日及び営業時間
- （4） 条例第73条に規定する指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- （5） 条例第78条第3項に規定する通常の事業の実施地域
- （6） サービスの利用についての留意事項
- （7） 緊急時等における対応の方法
- （8） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （9） 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（準用）

第15条 第2条及び第5条の規定は、条例第73条に規定する指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第2条中「第28条第8項」とあるのは「第80条において準用する条例第28条第8項」と、「児童発達支援計画（条例第28条第1項に規定する児童発達支援計画）」とあるのは「保育所等訪問支援計画（条例第80条において準用する条例第28条第1項に規定する保育所等訪問支援計画）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。